

添田町会計年度任用職員登録者募集要項（令和8年度任用分）

令和8年4月以降に任用を予定している添田町（教育委員会を含む。）の会計年度任用職員登録者について、以下の通り申込受付を行います。なお、申込された方は令和8年度添田町会計年度任用職員登録者名簿に登録されます。その中から必要に応じて選考を行い任用することから、必ず任用されるものではありませんので、ご了承ください。

1 募集職種

パートタイム職員 詳細は別紙一覧表のとおり

2 申込方法

「会計年度任用職員登録申込書兼履歴書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「13 問い合わせ及び提出先」まで持参又は郵送で提出してください。資格の必要な職種については、資格証の写し（見込の場合は、申込書の免許・資格の欄に取得見込みと記入）を添付してください。

3 申込受付期限 任用者決定まで（4月1日任用については3月10日（火曜日）まで）

※土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

※郵送は書類完備のみ受付（4月1日任用については3月10日（火曜日）必着）

4 名簿登載期間 登録受付日から令和9年3月31日まで

5 応募資格 登録職種の必要資格等を満たす方で、以下のいずれにも該当しない方

（1）拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※教育委員会部局の採用に関しては学校の設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）（令和8年12月25日施行）をご承知のうえ応募してください。

6 登録後の連絡等 登録いただいた方の中から書類選考等のうえ、任用者に連絡をします。

7 選考方法 書類選考等により任用を決定します。

8 任用期間・勤務時間

原則1会計年度（4月1日～翌年3月31日）以内で任用します。勤務時間は別紙一覧表のとおりです。

*任用後1か月間は条件付き任用とし、良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

9 休暇、休日 任用期間、勤務日数に応じて付与されます。

10 給料・報酬・手当等

給料及び報酬は、「添田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき、職務内容や勤務時間数等に応じた額が支給されます。このほか、通勤手当、期末手当、勤勉手当、地域手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

11 社会保険等 勤務条件により、健康保険・厚生年金・雇用保険の適用があります。

12 服務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の適用となります。

13 問い合わせ及び提出先 〒824-0691 添田町大字添田2151番地 添田町役場 総務課総務係

電話 82-1231（直通）